

下関市妊娠出産子育て支援事業

下関市では、妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるように、妊娠届出時から身近で相談に応じ、必要な支援等につなぐ伴走型相談支援を行います。

また、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用負担の軽減を図るため、出産応援ギフト（5万円）、子育て応援ギフト（5万円）を支給し、一体的に経済的支援を行います。

伴走型相談支援

出産・子育て応援ギフト

◆妊娠届出時(母子健康手帳交付時)



保健センターで保健師等が妊娠した方と面談、アンケートを行います。子育てガイドを一緒に確認して、出産までの見通しをたてます。

◆出産応援ギフト

- ＜支給対象者＞ 妊娠した方
- ＜支給額＞ 妊娠1回につき5万円
- ＜申請方法＞
妊娠届出時の面談の際に、アンケートと申請書を提出
(面談とアンケート回答が必要です)
- ＜申請期限＞
妊娠中(出産日の前日まで)

◆妊娠8か月頃

妊娠8か月頃の妊婦健診の際にアンケートを行います。面談を希望する妊婦さんには面談を行い、利用できるサービスの情報提供等を行います。



出産・子育て応援ギフトの手続きに必要なもの

- ・請求者の本人確認書類
マイナンバーカード、自動車運転免許証
パスポートなど
- ・請求者名義の金融機関口座が確認できるもの
- ・その他(必要に応じて書類を提出していただく場合があります。)

◆出産後(赤ちゃん訪問時)

出生届出以降、お子さんが生後4か月になるまでに、保健師等が乳児のご家庭を訪問し、お子さんを養育している方と面談し、アンケートを行います。産後の体調や育児不安などの相談に応じ、子育てガイドをもとに、必要な支援を行います。

※里帰り出産等で生後4か月以上市外に滞在する方は健康推進課へお問合わせください。



◆子育て応援ギフト

- ＜支給対象者＞ 出生したお子さんを養育している方
- ＜支給額＞ お子様一人につき5万円
- ＜申請方法＞
乳児家庭訪問(こんにちは赤ちゃん訪問事業の家庭訪問)時の面談の際に、アンケートと申請書を提出
(面談とアンケート回答が必要です)
- ＜申請期限＞
生後4か月になる日まで

＜相談窓口＞

唐戸保健センター 菊川保健センター
新下関保健センター 豊田保健センター
山陽保健センター 豊浦保健センター
彦島保健センター 豊北保健センター

＜問合せ先＞

〒750-8521 下関市南部町1番1号
下関市保健部 健康推進課 母子保健係
TEL: 083-231-1447

【お知らせ】

出産・子育て応援ギフトの申請受理後、審査を行い、支給が決定した方には支給決定の文書が送付されます。所得制限はありません。

申請受付から支給までに1か月以上かかる場合があります。

また、他の自治体で国の出産・子育て応援給付金を申請し支給を受けている等、支給が不適当とされた場合は、不支給決定の文書が送付されます。

